

事務連絡

平成20年1月9日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

職業病認定対策室長補佐

石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業について（その2）

標記については、昨年12月19日付け事務連絡により「認定者別リスト」の内容精査について作業指示したところであるが、今般、「認定者別リスト」に基づき事業場ごとに取りまとめた「事業場別リスト」を作成したので、別添「石綿ばく露作業に係る認定事業場の事業場別リストへの入力に関する作業用要領」による作業を実施の上、2月13日（水）17時（期限厳守）までに報告願いたい（リストについては、電子メールにより別途送信）。

また、本作業に当たっては平成20年1月9日付け事務連絡（監督課、化学物質対策課及び補償課の連名事務連絡）により別途指示している「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の公表のための石綿取扱い状況等に関する調査の実施について」に基づく調査を実施することとしているので、監督・安全衛生担当部門との連携を密にし実施すること。

なお、今回の作業以降の今後の予定については、別途指示することとしているが、今回報告いただく「事業場別リスト」を本省において精査した上で、「公表予定リスト」を作成・送信することとしており、当該リストに記載された公表内容について事業場への確認を行っていただいた後、当該公表予定リストを本省へ報告（報告最終期限は2月末日を予定）し、精査することとしているが、詳細のスケジュールや作業方法は現段階では未定である。

石綿ばく露作業に係る認定事業場の事業場別リストへの入力に関する
作業要領について

第1 作業の概要

1 石綿取扱い状況等に関する事業場への調査の実施

本省補償課から送信した事業場別リスト（先に精査・確認していただいた認定者別リストを事業場ごとに名寄せしたリスト）において、以下の①～④に該当する事業場を除く事業場に対し、「石綿取扱い期間」及び「現在の取扱い状況」を調査する。

- ①特別加入者のうち一人親方及び特定作業従事者
- ②事業場不明
- ③既公表事業場
- ④建設業

注) ①及び②については、リスト上、局全体として取りまとめて掲載。

なお、本調査は、監督・安全衛生担当部門との連携により実施するものであり、具体的な調査要領については、別途指示する平成20年1月9日付け事務連絡（監督課、化学物質対策課及び補償課の連名事務連絡）による。

2 調査結果の事業場別リストへの入力

上記1の事業場に対する調査結果を基に「石綿取扱い期間」及び「現在の取扱い状況」について、事業場別リストに入力する。

3 事業場別リスト及び調査票の本省への送信・送付

「石綿取扱い期間」等の必要事項が入力された事業場別リスト及び「石綿取扱い状況に関する調査票（平成20年1月9日付け事務連絡（監督課、化学物質対策課及び補償課の連名事務連絡）」について、平成20年2月13日までに送信・送付する。

第2 事業場別リストへの入力要領

1 石綿取扱い状況等に関する調査結果の事業場別リストへの入力

第1の1の調査結果に基づき、下記の項目を入力すること。

(1) 事業場としての石綿取扱い期間【リスト項目25】

使用開始時期及び使用終了時期について、下記の入力例に従い入力すること。

事業場としての石綿取扱い期間	
昭・平 年 月から	昭・平 年 月まで
昭和45年12月 昭和40年頃 —	昭和63年3月 昭和55年頃 平成16年3月

注) 時期が不明な場合には「—」を入力すること。

(2) 現在の取扱い状況【リスト項目26】

調査結果から、「取扱いなし」の場合は「1」を、「取扱いあり」の場合は「2」を、「事業場廃止」の場合は「3」を、「その他」の場合は「4」をそれぞれ入力すること。

(3) 事業場からの苦情等に係る情報【リスト項目27】

事業場に対する調査を通じて、事業場が苦情等を申し立てていることを把握した場合には、「1」を入力すること。

3 事業場連絡先の入力（建設業のみ）【リスト項目28】

建設業（業種コード30番代）については、事業場に対して石綿取扱い状況に関する調査を実施しないこととしているが、今後の事業場への通告や公表内容の確認作業に必要であることから、該当する事業場の連絡先（電話番号）を入力すること。

また、建設業について、認定時において当該事業場が廃止されていることを把握している場合には、「1」を入力すること。

4 事業場数確認一覧表の精査

事業場別リストの下の「事業場数確認一覧表」において、特別加入（中小事業主以外）、事業場不明、既に公表、公表対象の別に事業場数及び認定者数を局合計としてとりまとめているので、誤りがないか確認すること。

5 本省へのリスト等報告期限

上記により入力した事業場別リストについては、平成20年2月13日（水）17時（厳守）までに本省の発信元あて、電子メールにより返信すること。

なお、「石綿取扱い状況に関する調査票」の写しについては、本省における事業場別リストの精査・確認等の作業に必要であることから、整理番号順に整理を行い、本省補償課業務係あて郵送（書留速達）すること（2月13日（水）17時必着）。

また、調査件数が少ない局にあつては、報告期限にとらわれることなく、作業完了次第、早期に報告を行うこと。

6 本省照会先等

事業場別リストへの入力に関する作業について、疑義が生じた場合には、補償課業務係（担当：西村、立花）まで電話、電子メール（労働基準行政情報システムのアドレスは使用不可）、ファクシミリにより照会すること。

7 入力データの訂正等方法

(1) 認定者別リスト入力データの訂正

今回の事業場別リストの入力に当たり、事業場別リストの基となった認定者別リストも確認用として併せて送信するので、事業場への調査等により、送信された認定者別リストの入力データに係る訂正、削除、追加入力が生じた場合には、補償課業務係（担当：西村、立花）まで電話連絡の上、別紙1「リスト入力データに関する

る訂正依頼票」をファクシミリにより送信されたい。

本省において訂正等事項の認定者別リストへの反映の適否を判断し、その結果、認定者別及び事業場別リストの訂正を要するものについては、本省において訂正等を行い、両リストを再送信するので、再送信された事業場別リストに石綿取扱い状況等（リスト項目25～28）に関するデータ入力を行うこと（事業場別リストのデータ訂正は地方局では行わないこと）。

なお、別紙1による訂正等依頼は2月13日（水）までとし、当日以降は原則と対応することができないので留意すること。

(2) 事業場別リスト入力データの訂正

今回の作業で事業場別リストに入力したデータについて訂正が必要な場合には、2月20日（水）までに補償課業務係あてファクシミリにより送信されたい。訂正依頼票の送信先、訂正の適否等については上記（1）と同様とする。

8 事業場への確認等に係る事前準備作業

認定者別及び事業場別リストの「当該事業場で主たる石綿ばく露作業の状況」欄は、石綿ばく露作業の状況をコード番号により入力しているところであるが、実際の公表に当たっては、具体的な作業状況を記載することとしている。

このため、公表項目の事業場への確認等に当たり、リストにコード番号35（その他の石綿に関連する作業）を記載しているものについては、別紙2「コード番号35に係る石綿ばく露作業の内容」に具体的な石綿ばく露作業の状況を簡単かつ明瞭に記載し、平成20年2月13日（水）（厳守）までに本省補償課業務係あて郵送すること。

9 情報管理等の徹底について

本件作業については、平成19年12月19日付け事務連絡による指示と同様、情報管理に万全を期すること。

特に石綿取扱い状況に関する調査については、監督・安全衛生担当部門と連携して調査を行うこととなるが、両部門はもとより、事業場からの問い合わせ等も多数寄せられることが予想されることから、局労働基準部及び監督署内の情報管理及び対応のための連携に留意すること。

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課業務係長 宛

局 名 :

担当者名 :

リスト入力データに関する訂正依頼票

1 入力済みデータ

リスト連番：
リスト項目番号：
入力データの内容：

2 訂正を依頼するデータ

リスト連番：
リスト項目番号：
訂正依頼データの内容：

3 訂正を依頼する理由

Blank box for providing the reason for the correction request.

注) 本件訂正依頼票については、訂正箇所1箇所につき1票とする。

コード番号35に係る石綿ばく露作業の内容〔局名： 局〕

認定者連番		署名		労働者氏名	
最終ばく露時の事業場名					
業種					
(石綿ばく露作業の状況)					

認定者連番		署名		労働者氏名	
最終ばく露時の事業場名					
業種					
(石綿ばく露作業の状況)					

認定者連番		署名		労働者氏名	
最終ばく露時の事業場名					
業種					
(石綿ばく露作業の状況)					

認定者連番		署名		労働者氏名	
最終ばく露時の事業場名					
業種					
(石綿ばく露作業の状況)					

認定者連番		署名		労働者氏名	
最終ばく露時の事業場名					
業種					
(石綿ばく露作業の状況)					

作成担当者： _____